

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和7年1月6日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和7年1月6日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行
2番 伊藤 忠司
3番 糠 己紀男
5番 花井 一好
6番 白木 悟
7番 岡村 なつ枝
8番 岡村 昇
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

4番 横井 善彦

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 正樹
伊藤 正人
加藤 英二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は横井善彦農業委員、伊藤恒久推進委員、伊藤守推進委員の3名です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、中山事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、中山事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時03分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、白木悟委員、岡村なつ枝委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページをご覧ください。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転 1件です。

3-9番については、■■■■筆の■■■■㎡の所有権移転です。

本件につきましては、別で配布致しました「令和7年1月6日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、3-9番のとおり所有地の利用農地を記載しております。

次に2ページ1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。(2)はトラクターや田植機等の機械の所有状況を記載しております。

次に(3)農作業に従事する者ですが、受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

こちらも世帯員等の従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の4ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、支障等はないとしています。

また、資料の5ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおり地域の共同作業や施設の取決めに協力するとしています。

以上3-9番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号農用地利用集積計画の公告について」説明させていただきます。申請件数は1-1から1-7の7件です。公告予定日は令和7年1月7日です。賃貸借内容、各土地の所在等につきましては3ページから8ページまでに記載のとおりでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7 時 10 分]
(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 13 分]

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-9」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「加藤英二委員」のご意見を申し上げます。

加藤英二委員

問題ないと思います。

議 長

次に農業委員の「糠己紀男委員」のご意見を申し上げます。

糠己紀男委員

同じく問題ないと思います。

議 長

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

水谷正行委員

農用地利用集積計画をするメリットは何ですか。個人間であれば良いだけではないか。

事務局

農地法では所有者が耕作をしなければならないと定められています。所有者以外が耕作をする場合は、農地法3条の申請か農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定にて賃貸借を設定する必要があります。

水谷正行委

作業委託とはどう違うのか。

員
事務局

作業委託は特定の作業をお金を払ってやってもらう、そこでとれた米等は所有者に権利がある物になります。利用権設定等の賃貸借は耕作する権利を貸すものになり、草の管理等含めてやってもらう、そこでとれた米等は耕作者に権利がある物になります。その代わり、賃料として、今回の申請のように60 kg/10aを受け取る形になります。また期間については最長10年で1年単位で設定することができます。今回の案件については、全て継続更新となるので、前回の賃貸借期間が終期を迎えるために再設定するものになります。

水谷正行委
員

耕作をするためには水が必要になる。土地改良の賦課金も耕作者が負担するべきではないか。

事務局

賦課金については土地改良法で定められている通り土地の所有者、組合員に請求されるものになります。当町は農業委員会と土地改良区の事務局がどちらも産業課であるため紛らわしいが、本来は別の組織となる。農地の賃貸借内容については土地改良区は分からないものになりますので、賦課金の請求は地権者にすることになります。

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-9」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3-9」については、原案どおり可決決定致します。。

議 長

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 28 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和7年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員